

庄戸 2・3・5 丁目で建築物を

新築・増築・改築される方へ

あなたの土地は横浜市建築協定条例に基づき庄戸第一地区建築協定が適用されるので、建築確認申請に先立ち、事前に地域の建築協定運営委員会宛に建築についての事前届けを出す必要があります。建築協定運営委員会では建築計画が当地区の建築協定に定める基準に合致しているかどうかを審査し、結果を通知しますので、通知書をそえて建築確認申請を行ってください。建築協定書を同封しますのでご一読の上、手続きをお願いします。

委員会に提出いただく書類は以下の通りですので、よろしくお願いたします。

- ① 建築物の新築・増築・改築に関する事前届
- ② 建築協定チェックシート
- ③ 建築計画概要書
- ④ 付近見取図
- ⑤ 配置図、平面図（1階、2階）、立面図、断面図

なお、土地の所有者が変更になっている場合は、上記の他に、

- ⑥ 土地の所有者等の変更届 もご提出ください。

本件についてのご照会、ご質問は下記建築協定運営委員会の委員までお問い合わせください。

平成 24 年 6 月

庄戸第一地区建築協定運営委員会

委員長 藤井 豪夫（2丁目10-5）

TEL 896・2134

副委員長 宮川 静雄（3丁目6-28）

TEL 893・8020

副委員長 田井 良夫（5丁目10-15）

TEL 891・7552

庄戸 2・3・5 丁目で建築物を

新築・増築・改築される方へ

(建築協定未加入の方用)

この地域では多くの方(注)が、横浜市建築協定条例に基づきこの地域に適用される庄戸第一地区建築協定に加入されておられます。建築協定は地域の良好な住環境を守るために住民の合意で設けられたもので、加入者は建築確認申請に先立ち、建築協定運営委員会宛に建築についての事前届けを出し、建築協定運営委員会では建築計画が建築協定に定める基準に合致しているかどうかを審査し、結果を通知することになっています。

(注)平成24年3月末時点では、全世帯830戸の約83%が加入

あなたの土地は、現時点では建築協定未加入ですが、この地域全体が横浜市の指定する事前協議要望地区となっているので、加入者と同様な手続きをお願いすることになっています。

委員会に提出いただく書類は以下の通りです。

- ① 建築物の新築・増築・改築に関する事前届
- ② 建築協定チェックシート
- ③ 建築計画概要書
- ④ 付近見取図
- ⑤ 配置図、平面図(1階、2階)、立面図、断面図

なお、土地の所有者が変更になっている場合は、上記の他に、

- ⑥ 土地の所有者等の変更届 もご提出ください。

大変お手数をかけますが、庄戸全体の住み心地のよい住環境を維持する目的ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお審査については毎月の建築協定運営委員会で行っており、速やかに結果をご通知いたします。本件についてのご照会、ご質問は下記建築協定運営委員会の委員までお問い合わせください。